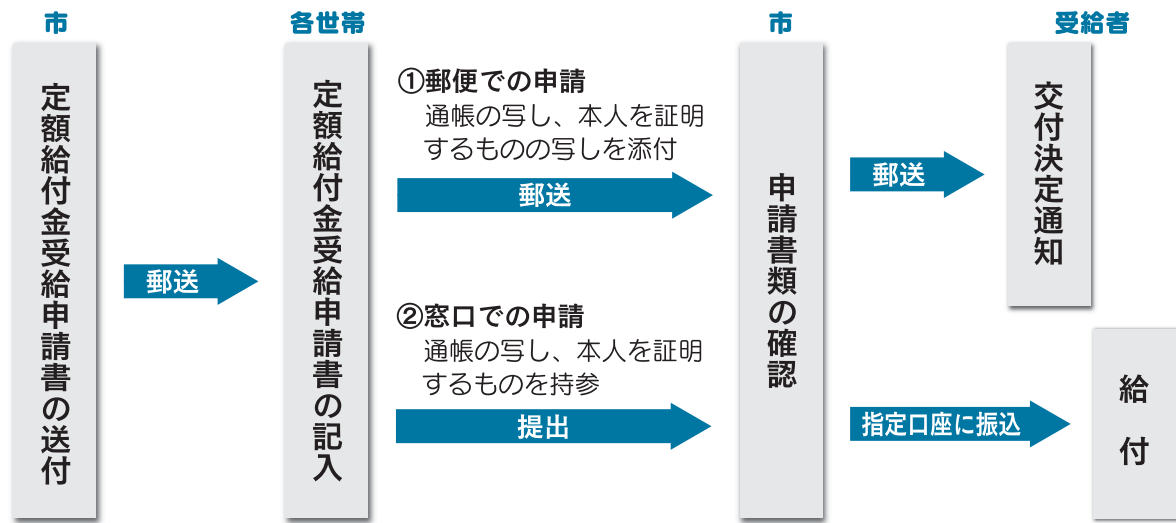


『定額給付金』に関するお知らせ



申請から給付までの手続きの流れ



「定額給付金」については、1月27日に国の補正予算が可決され、給付対象者や給付方法等に関する補助金交付要綱が1月28日に国（総務省）から示されました。市ではこの要綱に基づき給付に向けて準備を進めています。今回は、定額給付金給付事業をみなさんに知っていただくため、その概要をお知らせします。なお、具体的な手続きについては、改めて次号（3月15日号）でお知らせします。また、長門市ケーブルテレビ（ほっちやテレビ）でもお知らせしますのでご覧ください。

① 定額給付金の目的

「景気後退下での住民の不安に対処するため、定額給付金を給付することにより住民への生活支援を行うとともに、あわせて、住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資すること」を目的としています。

② 給付の対象となる人

基準日（平成21年2月1日）に、長門市において、次のア、イのいずれかに該当する人を対象とします。
ア）長門市の住民基本台帳に記録されている人
イ）外国人登録原票に登録されている人（短期滞在者を除く）

③ 定額給付金の給付方法

世帯主名義の金融機関の口座への振込みを原則とします。

④ 申請書の送付

定額給付金受給申請書（兼口座振込依頼書）は、3月上旬から中旬にかけて郵送する予定です。

『定額給付金』をかたった振り込め詐欺にご注意ください

市では定額給付金について、振り込め詐欺による犯罪を防止するため、次のとおり取り扱いします。

① 市から各世帯に対して電話による問い合わせは一切行いません。

② 市からの問い合わせは、すべて書面にて郵送で行います。

※自宅や職場などに不審な電話がかかってきた場合は、迷わず、市役所定額給付金窓口か長門警察署（TEL 22-0110）までご連絡ください。

■ 問い合わせ

長門市役所総務課内
定額給付金窓口
TEL 23-1172

③ 給付額

給付対象者1人につき1万2千円（基準日において65歳以上の人がおよび18歳以下の人は2万円）。

④ 申請手続および給付金を受給できる人

給付対象者の属する世帯の世帯主（外国人の場合は本人）。

⑤ 申請方法

定額給付金の受給は、市への申請が必要です。申請書は、市から各世帯へ郵送します。申請方法には、郵便による申請と窓口での申請の2種類があります。

(1) 郵便による申請の場合

次の書類を所定の返信用封筒に入れて返送してください。

- ① 定額給付金受給申請書（兼口座振込依頼書）
- ② 通帳の写し（口座番号および口座名義人（フリガナ）が書かれている箇所）がわかる部分
- ③ 本人を証明するものの写し（運転免許証、保険証など）

(2) 窓口での申請の場合

次の書類を持参のうえ、本庁、支所、出張所の各給付金窓口にお越しください。

- ① 定額給付金受給申請書（兼口座振込依頼書）
- ② 通帳の写し（口座番号および口座名義人（フリガナ）が書かれている箇所）がわかる部分
- ③ 本人を証明するもの（運転免許証、保険証など）

子育て応援特別手当が支給されます

■ 子育て応援特別手当とは？

厳しい経済情勢のなかで、多子世帯の子育て負担に対する配慮として、定額給付金とは別に第二子以降の児童について、1人あたり3万6千円を世帯主に支給するものです。

■ 支給対象となる子

平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた第二子以降の児童で、平成21年2月1日（基準日）において、次のアまたはイに該当する人
ア）長門市の住民基本台帳に記録されている人
イ）外国人登録原票に登録されている人（短期滞在者を除く）

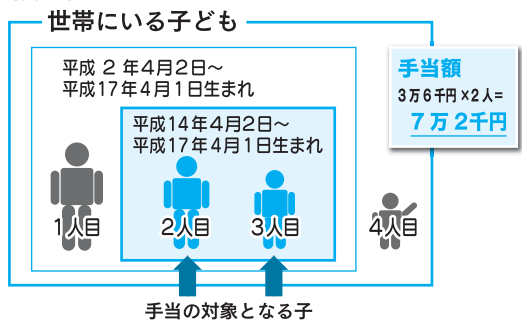
■ 申請手続

郵送又は本庁持参
その他 支給対象と見込まれる世帯には、子ども未来室から申請書類を送付します（4月までに書類が届かない場合は、お問い合わせください）
※くわしい申請手続については3/15号でお知らせします

■ 問い合わせ

地域福祉課子ども未来室
TEL 23-1156

(例1)



(例2)

